

令和5年度  
特定子ども  
指導検査

大田区  
・子育て支援施設等の  
保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

# 保育内容編の項目

重点項目1 (1)～(7)  
2 (1)～(6)

## 1 保育内容

- (1) 保育の内容
- (2) 保育従事者の保育姿勢等
- (3) 保護者との連携等

## 2 給食

- (1) 衛生管理の状況
- (2) 食事内容等の状況

## 3 健康管理・安全確保

- (1) 乳幼児の健康状態の観察
- (2) 乳幼児の発達チェック
- (3) 乳幼児の健康診断
- (4) 職員の健康診断
- (5) 医療品等の整備
- (6) 感染症への対応
- (7) 乳幼児突然死症候群の注意
- (8) 安全確保

## 4 備える帳簿

# 令和5年度 重点項目

## 1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- (2) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- (3) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (4) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- (5) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。
- (6) 保育の記録、自己評価に基づく、保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。
- (7) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

## 2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- (2) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。
- (5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

## 重点項目 1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。

### ◆保育者による虐待・不適切な保育の例（身体的な虐待・心理的な虐待・性的な虐待）

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど暗くて狭いところに閉じ込める。
- 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させる。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。

## 重点項目1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(2) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

- ◆子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- ◆子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとあいまってもたらせることに留意すること。
- ◆子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- ◆子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個人的に対応し、子どもの安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- ◆子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- ◆子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

## 重点項目1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(3) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

◆乳児の食事と幼児の食事と区別すること。

◆児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にすること。

※食物アレルギーのある児童については、生活管理指導表等に基づき、適切な対応を行うこと。

(4) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。

◆乳幼児の健康状態の把握

・登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察を行うこと。

・登園の際、保護者から乳幼児の状態の報告を受けること。また、降園の際、保護者へ乳幼児の状態を報告すること。

※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

◆乳幼児の発育チェック

・身長や体重の測定など、乳幼児の基本的な発育チェックを行うこと。

# 重点項目1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(5) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。

◆児童相談所等の専門の機関との連携

入所児童について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関（大田区子ども家庭支援センター等）と連携する等の体制をとること。

※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れがみられる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。



児童虐待マニュアル(大田区)のP21の虐待通告の手順(幼稚園・保育園)を参考に通告までの手順を作成し、活用してください。

## 重点項目1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

(6) 保育の記録・自己評価に基づく、保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。

- ◆ 保育施設の生活を通して一人一人の子どもが育ってきた過程を振り返り、保育における援助の視点や配慮を踏まえ、その育ちの姿を的確に記録し、これをもとに「保育所児童保育要録」として作成する。
- ◆ 保育施設に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるために、「保育所児童保育要録」を小学校へ送付する。

(7) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

### ◆ 保護者との連絡等

3歳未満児について原則連絡帳を作成し、毎日記入すること。(体温、排便、食事の状況は、必ず記入する。) 3歳以上児については、口頭連絡でも可。

### ◆ 保護者との緊急時の連絡体制

保護者への緊急時連絡表、消防署・病院等の連絡先一覧を作成し、全ての保育従事者が容易にわかるようにすること。

### ◆ 保育室の見学

保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応すること。

## 重点項目2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。

- ◆ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること(仰向け寝の徹底)  
仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつ伏せ寝を勧める場合もあるので、入所(利用開始)時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。
- ◆ 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

- ◆ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。

## 重点項目2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

(3)安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。

- ◆窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意の保育環境下に置かれていないか、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行う。

(4)各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。

- ◆安全計画を策定する。
- ◆睡眠、プール活動及び水遊び、食事等の場面については、重大事故が発生しやすいことを踏まえて、場面に応じた適切な対応をすること。

(5)上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

### (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

#### ◆ 感染症予防対策

- 乳幼児が感染症にかかった場合（疑いも含む）には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
- 治療の判断を委ねないこと。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。

#### ◆ 食中毒予防対策

##### a 衛生管理の状況

調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理

##### b 検便（健康管理）

調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。

※施設の管理者はあらかじめ検便の結果を確認したうえで、調理や調乳業務に従事させること。

※検便検査の結果を保管するなど、職員の体調管理に努めること。

# 1 保育内容 (1)保育の内容①

※保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

※乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。

調査内容	評価事項
<p>○乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。</li> <li>• 必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。</li> <li>• 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。(乳児)</li> <li>• 外遊びなど、戸外で活動できる環境を確保されているか。(幼児)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆デイリープログラム等を作成すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保育日誌が作成されているか。</li> <li>• 汚れた時の処置が適切か。</li> <li>• 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭が行われているか。</li> </ul> </li> <li>◆外気浴の機会が適切に確保されていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 週3回以下、週4回以上6回未満の機会になっていないか。</li> </ul> </li> <li>◆屋外遊戯の機会が適切に確保されていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 週3回以下、週4回以上6回未満の機会になっていないか。</li> </ul> </li> </ul>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 5

# 1 保育内容 (1) 保育の内容②

※保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

※乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。

調査内容	評価事項
<p>○漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p> <p>○必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※テレビは含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・テレビやビデオ等を見せ続けていないか。</li><li>・一人一人の児童にきめ細かくかつ相互応答的に関わっているか。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>◆遊具が備えられていること。</li><li>・衛生面や安全性についての問題点などを改善しているか。</li><li>・年齢に応じた玩具が備えられているか。</li><li>◆大型遊具を備える場合は、安全性に問題のない大型遊具を備えること。</li></ul>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 5

# 1 保育内容

## (2) 保育従事者の保育姿勢等

調 査 内 容	評 価 事 項
<p>○乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>○保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p> <p>○乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を奪めることがないように、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>○入所児童について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとっているか。</p> <p>※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外部研修等に参加しているか。</li> <li>• 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めているか。</li> <li>• 保育所保育指針の理解に努めているか。</li> </ul> <p>◆乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を奪めることがないように、乳幼児の人権に十分配慮がなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えていないか。</li> <li>• ネグレクト、差別的処遇、言葉の暴力等を行っていないか。</li> </ul> <p>◆不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門機関に対し適切な連絡に努めるなどの対応が不十分でないか。</li> </ul>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 5

# 1 保育内容 (3) 保護者との連絡等

調査内容	評価事項
<p>○(3歳児未満児) (原則として連絡帳) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。</p> <p>○(3歳以上児) (口頭連絡でも可) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。</p> <p>○緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。</p> <p>○保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p>	<p>◆3歳未満児は、児童の様子について保護者と連絡を取り合うこと。 ・連絡帳が作成されているか。 ・連絡状況が不十分でないか。</p> <p>◆3歳以上児は、児童の様子について保護者と連絡を取り合うこと。 (口頭連絡でも可) ・連絡状況が不十分でないか。</p> <p>◆緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備されていること。</p> <p>・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に適切に対応しているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 5

## 2給食 (1)衛生管理の状況

調査内容	評価事項
<p>○食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳瓶は使用することによく洗い、滅菌しているか。</p> <p>○調理室が清潔に保たれているか。 ○調理方法が衛生的であるか。 ○配膳が衛生的であるか。</p> <p>○食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。</p> <p>○原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないように冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。</p>	<p>◆哺乳ビンは使用することによく洗うこと。 ◆十分な殺菌又は滅菌を行うこと。</p> <p>◆調理室が清潔に保たれていること。 ◆残飯等が放置されていないこと。 ・衛生的な配慮が十分なされているか。</p> <p>・食事時、食器類や哺乳ビンを児童や保育従事者の間で共用していないか。</p> <p>◆冷凍又は冷蔵設備等を備えること。 ◆その他食品の保存に関し、適切に行っていること。</p>

### 【営業の届出等】

集団給食（1回20食程度未満を除く。）の取り扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく届け出をする必要がある。（調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。）

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6

## 2 給食 (2) 食事内容等の状況

調査内容	評価事項
<p>○乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。</p> <p>○健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容にしているか。</p> <p>○[市販の弁当(仕出し弁当も含む。)等の場合]乳幼児に適した内容であるか。</p> <p>○乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。</p> <p>○食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。</p> <p>※仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。</p>	<p>◆乳児の食事を幼児の食事と区別して実施していること。</p> <p>◆健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容にしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容になっているか。</li> </ul> <p>◆乳幼児に適した内容であること。</p> <p>◆乳児に対する配慮が適切に行われていること。</p> <p>◆一定期間の献立表を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・献立の内容が適切か。</li> <li>・献立に従った調理が適切に行われているか。</li> </ul>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 6

### 3 健康管理・安全確保 (1)乳幼児の健康状態の観察 (2)乳幼児の発育チェック

調査内容	評価事項
<p>○登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等</p>	<p>◆登園の際、十分な観察を行うこと。 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等の観察を行うこと。 ・保護者から乳幼児の状態の報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けているか。</p>
<p>○降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。</p>	<p>◆降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行うこと。 ・降園の際、乳幼児一人一人の健康状態を観察しているか。</p>
<p>○保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。</p>	<p>◆注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していること。</p>
<p>○身長及び体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。</p>	<p>◆基本的な発達チェックを行うこと。 ・基本的な発達チェックを毎月行っているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7

### 3 健康管理・安全確保 (3) 乳幼児の健康診断

調査内容	評価事項
<p>○入所(利用開始)時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所(利用開始)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。</p> <p>○1年に2回の健康診断が実施されているか。 (おおむね6月毎に実施) ※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子手帳の写し(おおむね6月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。</p> <p>○入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。</p>	<p>◆入所(利用開始)時の健康診断を実施すること。 ※ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に健診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。</p> <p>◆1年に2回の健康診断を実施すること。 ・1年に2回実施しているか。 ・健康診断の未実施者がいないか。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がないか。 ・継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しているか。</p> <p>◆緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成すること。 ・職員への周知状況が徹底されているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

### 3 健康管理・安全確保 (4)職員の健康診断 (5)医薬品の整備

調査内容	評価事項
<p>○職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。</p> <p>○調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。</p> <p>○必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類</p>	<p>◆職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 ・実施されているが、未実施者はいないか。</p> <p>◆調理、調乳に携わる職員は、月1回検便を実施すること。 ・月1回の検便が実施されている状況であるか。</p> <p>◆最低限必要な医薬品、医療品（体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類）を備えていること。 ・整備内容が不十分でないか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

### 3 健康管理・安全確保 (6) 感染症への対応

調査内容	評価事項
<p>○感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。</p> <p>○再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。</p> <p>○歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。</p>	<p>◆かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示するなど適切に対応していること。</p> <p>・ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねていないか。</p> <p>・ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備するなど適切に対応しているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

### 3 健康管理・安全確保 (7) 乳幼児突然死症候群の注意①

調査内容	評価事項
<p>○睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>○乳児を寝かせる場合は、仰向け寝に寝かせているか。 ※仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</p> <p>○保育室では禁煙を厳守しているか。</p>	<p>◆保育室に職員が在室しているなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払うこと。</p> <p>◆乳幼児突然死症候群に対する注意を払い、乳児を寝かせる場合は仰向けに寝かせること。</p> <p>◆保育室で喫煙はしないこと。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

#### 【乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止】

※参照「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」(通知)

◆睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

- ・照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が判別できるくらいの明るさを保つ。
- ・乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守ること。
- ・医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向け寝を徹底すること。
- ・睡眠時のチェック間隔は、0歳児5分ごと 1, 2歳児10分ごとが望ましい。
- ・保育室内の禁煙を徹底する。
- ・厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。
- ・保護者と緊密なコミュニケーションを取る。

【睡眠チェック項目】①児童の寝付きや睡眠中の姿勢（毛布等が顔にかかっていないかを含む）

②顔色(顔面、唇の色等)

③呼吸の状態（鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認）

④体温（体に触れて確認）

※人任せにしないよう、チェックする担当を明確にする。

### 3 健康管理・安全確保 (7) 乳幼児突然死症候群の注意③

- ◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。  
うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



うつぶせ寝



仰向け寝



横向き寝

仰向け寝に直しましょう

## 【安全計画の策定について】

※厚生労働省「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」

令和5年4月1日より、安全に関する事項についての計画を各施設において策定することになりました。

### 安全計画策定の規定内容について

- 児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施するための計画を策定すること。
- 策定した安全計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知すること。
- 施設長等は、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取り組みの内容等を周知すること。
- 施設長等は、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて変更を行うこと。

### 3 健康管理・安全確保 (8)安全計画①

調査内容	評価事項
<p>○施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>○職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画の定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> <p>○保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p>	<p>◆安全計画が作成されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険防止に対する十分な配慮がなされているか。</li> <li>・危険物は置かれていないか。</li> <li>・書庫等は固定されているか。</li> <li>・落下物はないか。</li> <li>・コンセント類が危険な状態になっていないか。</li> </ul> <p>◆職員に対し、安全計画について周知していること。</p> <p>◆安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>◆保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していること。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

### 3 健康管理・安全確保 (8)安全計画②

調査内容	評価事項
<p>○事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を 図っているか。</p> <p>○プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p>	<p>◆施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置をしていること。</p> <p>・監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置しているか。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

### 3 健康管理・安全確保 (8) 安全確保③

調査内容	評価事項
<p>○児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p>	<p>◆誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行うこと。</p>

#### 【重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項】

※参照「教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について」

- 職員は子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容を含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
  - ・りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、(離乳食)完了期までは加熱して提供すること。ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。
  - ・汁物などの水分を適切に与えること。
  - ・食事中眠くなっていないか注意すること。

### 3 健康管理・安全確保 (8)安全確保④

調査内容	評価事項
<p>○窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っているか。</p> <p>○不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p> <p>○児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p>	<p>◆窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に行うこと。</p> <p>◆保育従事者等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行うこと。</p> <p>・ 困障や施錠を十分に行なっているか。</p> <p>◆点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

### 3 健康管理・安全確保 (8)安全確保⑤

調査内容	調査事項
<p>○事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報の訓練)を定期的に行っているか。</p> <p>○賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p> <p>○事故発生時には、速やかに当該事実を東京都に報告しているか。</p> <p>※ 死亡事案、重傷事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項別記第5号様式により報告を行うこと。</p>	<p>◆救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいること。</p> <p>◆関係機関への緊急通報訓練を1年以内に1回実施すること。</p> <p>◆賠償責任保険に加入するなど、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えられていること。</p> <p>◆速やかに当該事実を東京都に報告すること。 ※保育時に発生した見失い、置き去り等は、重大な事故にあたるため、東京都に報告が必要な重大事故に加え、園外活動等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案も都に報告すること。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

### 3 健康管理・安全確保 (8)安全確保⑥

調査内容	調査事項
<p>○事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>○死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> <p>○園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 ※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。</p>	<p>◆事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録をすること。</p> <p>◆死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。</p> <p>◆園外保育時に複数の保育従事者が対応すること。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条  
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7

## 【安全計画に基づき、事故防止マニュアルの定期的な見直しが必要です。】

※厚生労働省「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」

- 通常保育時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること。
- リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎)において、職員が気を付けるべき点、役割分担を明確にすること。
- 緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報))を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。
- これらをマニュアルにより可視化して常勤保育士だけでなく、非常勤保育士、保育補助者も含め、保育所の全職員に共有すること。

## 4 備える帳簿

<確認する書類>
デイリープログラム
保育日誌
連絡帳（3歳未満児）
緊急連絡表
献立表（補食献立も含む）
児童健康診断記録
児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等）
安全計画

日頃から、  
備えられているか、  
点検してください。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条  
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 9